| | |
|---|---|
| ［略］ | |
| ［略］ | |
| ［略］ | |

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。

２　電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する第一号基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、⑴、⑵又は⑶のいずれかによるものかを記載するとともに、当該第一号基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

３　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する第一号基礎的電気通信役務について記載すること。

［４～６　略］

**様式第13**（第15条関係）

基礎的電気通信役務契約約款設定（届出契約約款変更）届出書

［略］

電気通信事業法第19条第１項の規定により、別紙のとおり第一号基礎的電気通信役務／第二号基礎的電気通信役務に関する契約約款を設定／届出契約約款を変更するので届け出ます。

［表略］

注１　料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定若しくは変更を含む契約約款の設定又は届出契約約款の変更の届出の場合に限り記載すること。

［２　略］

**様式第15の２**（第22条の２第２項関係）

第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書

［略］

電気通信事業法第25条第１項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号又は第４号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

| | |
|---|---|
| ［略］ | |
| 電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域 | |
| ［略］ | |

| | |
|---|---|
| ［同左］ | |
| ［同左］ | |
| ［同左］ | |

注１　電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法ごとに別葉とすること。

２　電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、⑴、⑵又は⑶のいずれかによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

３　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第３号に規定する基礎的電気通信役務について記載すること。

［４～６　同左］

**様式第13**（第15条関係）

基礎的電気通信役務契約約款設定（変更）届出書

［同左］

電気通信事業法第19条第１項の規定により、別紙のとおり契約約款を設定／変更するので届け出ます。

［表同左］

注１　料金の設定又は変更後の料金指数及びその算出の根拠に関する説明は、特定電気通信役務に関する料金の設定又は変更を含む契約約款の設定又は変更の届出の場合に限り記載すること。

［２　同左］

**様式第15の２**（第22条の２第２項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

［同左］

電気通信事業法第25条第１項の基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第１号に規定する電気通信役務に代えて同条第３号又は第４号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第１項及び電気通信事業法施行規則第22条の２第２項の規定により、報告します。

| | |
|---|---|
| ［同左］ | |
| 電気通信事業法施行規則第14条第３号又は第４号に規定する基礎的電気通信役務により提供する区域 | |
| ［同左］ | |